

令和 2 年 度

第 2 回江別市国民健康保険運営協議会
(書面開催)

《 会 議 次 第 》

1 報 告 事 項

(1) 令和 3 年度国民健康保険事業費納付金確定額について

(2) オンライン資格確認について

2 諮 問 事 項

令和 3 年度国民健康保険税の課税限度額の改定について

報告事項（１） 令和３年度国民健康保険事業費納付金確定額について

国保事業費納付金への対応に係る経過

- 北海道は国が示す確定係数に基づき国保事業費納付金確定額を算定、道と市町村はこれを予算措置
- 国保事業費納付金の納付に係る保険料収納必要額等の財源確保に關し、前回の国保運営協議会（令和２年12月16日書面開催）における協議結果等を踏まえ、国民健康保険税の見直し等を行う。
 - ▶ 国民健康保険税課税限度額の引き上げ
課税限度額を政令で定める限度額に合わせ、96万円から99万円に引き上げ
 - ▶ 決算剰余金を積み立てた国民健康保険積立基金を活用（税率及び均等割・平等割を据え置き）

国保事業費納付金確定額と納付財源

(単位:千円)

国保事業費 納付金 a	個別歳入 歳出差引 b	保険料収納 必要額 c=a-b	比較		現行税率		不足 見込額 f-c
			賦課総額 d	税率 e	収納見込額 f=d*e	↑	
3,063,485	626,896	2,436,589	2,365,602	96.70%	2,287,537	△149,052	
基礎課税分 限度額引き上げ による増加見込額 g	基礎課税分 限度額引き上げ 後の収納見込額 h=f+g	不足見込額 h-c	↑		令和３年度 国保積立基金 繰入額	《参考》 令和２年度末 国保積立基金 残高見込額	
4,984	2,292,521	△144,068			144,068	760,282	

国保事業費納付金と財源不足見込額等の将来推計

(単位:人、千円)

項目 / 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	算定方法
被保険者数	a	24,638	24,204	23,770	23,344	令和3年度の減少率
激変緩和前納付金	b	3,217,528	3,120,319	3,120,319	3,120,319	令和3年度以降横ばい
激変緩和措置適用額	c	△ 140,201	△ 56,834	△ 28,417	△ 9,472	令和5年度までの措置
国保事業費納付金	d=b+c	3,097,502	3,063,485	3,091,902	3,110,847	
個別歳入・歳出差引額	e	△ 679,419	△ 624,675	△ 626,896	△ 626,896	令和3年度以降横ばい
保険税収納見込額	f	2,307,579	2,287,537	2,248,661	2,208,361	一人当たり収納額 × 被保険者数
財源不足見込額	g=f-(d+e)	△ 110,504	△ 149,052	△ 216,345	△ 275,590	
基金繰入額		117,895				
基金残高		743,475	611,230			

※激変緩和措置適用額の令和4年度以降は、現時点での見込額

※個別歳入・歳出差引額は、現時点での令和3年度見込額

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

どうやって使うの?

ピッと
かざすだけ!

とっても
簡単!

〇〇病院 総合受付

1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの 健康保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により健康保険の資格をオンラインで
確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要で、利用
の申込は、マイナンバー*でできます。

(*):子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができるとある専用サイトの
サイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの
中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)
は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイ
ナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療
情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬利情報などの個人情報記録されません。

POINT! 6つのメリット

POINT!

1 健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。

※医療保険者への加入は引き続き必要です。

POINT!

2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。

POINT!

3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT!

4 健康管理や医療の質が向上!

マイナンバーで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者による開始時期
が異なります。

本人が同意をすれば、初めて
の医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。

POINT!

5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。

POINT!

6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナンバーを活用して、ご自身の医療費情報を
確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続きで、マイナンバーを通じて自動入
力が可能になります。

諮問事項 令和3年度江別市国民健康保険税の課税限度額改定について

1 改定の趣旨

国は、社会保障制度改革の道筋を示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」に、医療保険の保険料（税）に係る国民の負担に公平性を確保するため、国民健康保険の保険料（税）の賦課限度額の引上げを検討することが明記されたことを受け、課税限度額を見直し、引き上げを行った。

当市においても、国の基準を踏まえ、課税限度額を引き上げることによって、中低所得層の保険税負担を抑制し、被保険者間の税負担の公平性が図られることから、改定しようとするもの。

2 地方税法施行令の一部改正

令和2年3月31日に「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、国民健康保険料（税）の基礎課税分の課税限度額が2万円、介護納付金課税分の課税限度額が1万円、限度額の合計で3万円引き上げられた。

		現行	改定後	
国民健康保険税	基礎課税分	限度額 61万円	限度額 63万円	(2万円の引上げ)
	後期高齢者支援金等課税分	限度額 19万円		(※増減なし)
	介護納付金課税分	限度額 16万円	限度額 17万円	(1万円の引上げ)
			限度額計	99万円

3 国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入

・ 単身世帯（給与収入）

区分	現行	改定後
基礎課税分	921万円	947万円
後期高齢者 支援金等課税分	1,305万円	1,305万円
介護納付金 課税分	1,089万円	1,141万円

・ 4人世帯（主、給与収入／妻・子2名、収入なし／夫婦介護該当）

区分	現行	改定後
基礎課税分	824万円	851万円
後期高齢者 支援金等課税分	1,211万円	1,211万円
介護納付金 課税分	1,036万円	1,090万円

4 令和3年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込み

区 分	影響世帯数	影響世帯 割合	調定額（増）	歳入額（増） ※収納率96.7%で試算
基礎課税分	230	1.2%	4,359千円	4,215千円
介護納付金課税分	85	0.5%	795千円	769千円
合 計	315	1.7%	5,154千円	4,984千円

※令和2年11月現在の状況を基に試算。